

## 2016年版 包括外部監査の通信簿 結果発表

全国市民オンブズマン連絡会議  
包括外部監査評価班  
代表 弁護士 光成 卓明

### 1. 「通信簿」の目的

(1) 平成11年度の地方自治法改正により、中核市以上の自治体に、弁護士や公認会計士など「外部監査人」による「包括外部監査」が義務づけられた。この外部監査人が市民のための自治体の「お目付役」となるのか、それとも従前の監査委員の「屋上屋」や「税の無駄遣い」になってしまうのかは、それを見る市民自身の「監査」の力によるものである。全国の自治体の財政をはじめとする行政の刷新と改善にどれだけ役立つのかを注目し、平成11年度以来、包括外部監査の報告について市民オンブズマンによる通信簿を作成した。

(2) さらに、全国の包括外部監査実施自治体の監査報告の活用度を調査した。具体的には平成25年度の監査報告書の結果(指摘事項・意見)について当該自治体がどのように措置をしたかを評価する通信簿も作成した。監査委員らに通知している措置の公表されたものを中心に①措置の速さ、②逐一の指摘事項や意見への対応措置の記載の明確性、③市民に対する説明責任を果たしている程度について評価した。これにより自治体が包括外部監査をどう活用したかが判る通信簿となった。

### 2. 「包括外部監査評価班」について

全国市民オンブズマン連絡会議に加盟する各市民オンブズマンのメンバー有志18名。弁護士・公認会計士・税理士・市民オンブズマン活動家らで構成している。

### 3. 評価対象

(1) 平成27年度包括外部監査実施全自治体 119自治体(47都道府県、20政令市、45中核市、7条例制定自治体)の全監査報告書 125テーマ

(2) 平成25年の包括外部監査実施自治体(121自治体)の監査報告書(129テーマ)に対する実施自治体(行政当局)の措置通知等(原則として平成28年6月1日までに我々に提出されたもの)の対応状況

### 4. 評価の手順と基準

#### (1) 包括外部監査報告書

包括外部監査は地方公共団体の事務の①真実性、②適法性、③有効性、④効率性、⑤経済性の調査と充実度の観点から監査することになっている。それら監査報告書を、相対比較、対象の難易度を含め、批判的に評価し、かつ各監査報告書を複数人が確認し、評価の客観化に努めた。そして、共通の対象テーマごとに相対比較も行った。

- ① 対象の選定は適切で監査結果は活用度があるか
  - i 具体的な目的根拠があって対象が選定されているか。
  - ii 監査テーマと結果は自治体が採用する有効性を持っているか。
  - iii 行政の改善の方向が具体化されているか。
- ② 監査が充実し、評価が適切であるか
  - i 新しい問題意識・発見があるか。
  - ii 事実及び実態が正しく把握されているか。
  - iii 適法性の監査について充実・適切であるか。
  - iv 3E監査について具体的な対象への適用とチェックがあるか。
  - v テーマの数だけでなく質の高さがあるか。
  - vi 行政結果の追認に終わっていないか。
- ③ 報告書・意見書は判りやすいか
  - i 市民が読んで判る記述になっているか。
  - ii 問題点や意見要点が明確に指摘されているか。
  - iii 専門用語などは解説・注釈があるか。

全監査報告書を検討の結果、有用性の高いものに「活用賞」、さらに特に優れたものに「優秀賞」、そしてその中の最優秀監査報告書に「オンブズマン大賞」を贈り、逆に欠点が目立ち是非改善してほしい監査には「改善要望」を出すことにした。

#### (2) 自治体の措置対応

包括外部監査報告書の結果について、自治体(行政当局)がどのような措置をとり、市民に公表しているかについて①措置通知公表の速さ、②逐一の指摘事項や改善のための意見について対応措置の内容の明確性、③市民に対する説明責任を果たしているかの3点に注目し、各①～③につき個別評価した上で、②③をより重視して、総合評価として、

- A…「良」
- B…「普通(さらに改善は望まれるが)」
- C…「改善を要する」
- D…「悪く、抜本的に改善を要する」
- E…「ゼロ評価 最悪で失格」

の5段階評価をした。

ちなみに、①公表の速さは、報告書提出期限(平成26年3月31日)から、一部でも平成26年9月30日まで(半年内)に公表しているものをA、平成27年3月31日まで(1年以内)をB、平成28年3月31日(2年以内)をC、平成28年4月1日以降(2年超)をDとした。28年6月1日現在確認できないものはおよそ評価も不可能なほど悪いものと考え、Eのランク付を行った。(ただし、本来Eランクとなるところ、6月以降でも措置公表があることが判れば配慮し、Dランクにした。)

次に②記載の明確性は、報告書提出期限(平成26年3月31日)から、2年以上を経て指摘事項、意見の全てに措置・対応がとられているものをA、指摘事項はもれなく意見はほぼ半分以上について措置対応が書かれているものをB、指摘事項に漏れ、意見の多くについて書かれていないものをC、指摘事項の半数以上が漏れているものをD、最終的に措置公表のないものはEとした。

さらに、③説明責任は内容が市民に分かるよう詳しく書いているものをA、改善はされるべきだが相当の説明をしているものをB、説明不十分のものをC、およそ説明になっていないものをDとし、最終的に措置公表や説明の全くないものはEとした。

上記①②③の評価は、その自治体が外部監査を活用し市民に対する説明責任を果たすという価値付けでは重さが異なり、①より②は2倍、さらに③は②の3倍の価値があるとして総合評価をすることにして、A～Eの評価をした。

## 5. 評価結果

### (1) 包括外部監査報告書の評価結果

- ① 平成27年度の各自治体の包括外部監査テーマ及びその評価は別紙一覧のとおりである。

優秀賞4自治体4テーマ、活用賞15自治体18テーマであり、一方、改善要望15自治体17テーマであった。

### 「オンブズマン大賞」

今回は「オンブズマン大賞」にふさわしいテーマはなかった。2015年9月24日・25日にサンポートホール高松で行う「第23回全国市民オンブズマン香川大会」にて授賞式を行う。

### ② 「オンブズマン功労賞」について

平成25年度から平成27年度まで3年連続同一自治体での活用賞以上を受賞した監査人には、「オンブズマン功労賞」を贈呈することとした。受賞者は次の1名である。

25・26・27年度 那覇市包括外部監査人 公認会計士 金沢 信昭氏

### (2) 自治体の措置対応の評価結果

各自治体の平成25年度包括外部監査への措置対応に対するA～E評価は別紙「包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表」のとおりである。

総合評価の結果、Aランクになったのは、秋田県、東京都、岐阜県、大阪府、和歌山県、山口県、徳島県、大分県、盛岡市、前橋市、長野市、岐阜市、豊田市、豊中市、下関市、松山市、那覇市、北海道伊達市、東京都町田市、岐阜県羽島市、大阪府八尾市の21自治体である。うち本年度は徳島県と那覇市と岐阜県羽島市に「措置模範賞」を贈る。

措置評価のうち総合D評価の自治体に対してはイエローカードを宣し、E評価についてはレッドカードを宣す。本年では、富山市が、本年度は何らの措置公表もなされておらずE評価であり、措置公表ワースト候補であり、改善を要望する。また、5年連続で総合D以下の評価の自治体(鹿児島県、仙台市、さいたま市、横浜市、京都市、郡山市、富山市、姫路市、倉敷市、長崎市)に対し、改善を求める要望書を送

## 6 インターネットを用いた市民からの幅広い寄付で冊子が完成

当評価班はボランティアで運営されているが、班員の旅費や印刷代などは冊子販売費だけではまかなえず赤字が続いていたため、評価班の解散も検討された。状況を改善するため今回のイエローブック製作にあたりインターネットで支援金を求めるクラウドファンディング「READY FOR?」の協力を得て広く市民に支援を求めたところ、合計で80名、803,000円もの支援をいただくことができ、冊子発行が可能となった。感謝申し上げますとともに、寄付者氏名を巻末に掲載した。

## 7 冊子販売について

上記評価の詳細を記載し、全包括外部監査報告書を収録したDVDを付録に付けた冊子を5,000円(税込)で販売している。申し込みは全国市民オンブズマン連絡会議のウェブから可能である。<http://www.ombudsman.jp/> 外部監査人だけでなく、役所をチェックする議員や、市民オンブズマン、研究者、マスコミからも大好評を得ている。ぜひ購入して、他自治体でのチェック項目を自分が住む自治体のチェックに活用していただきたい。

# 平成27年度 包括外部監査テーマ 評価順一覧表

都道府県	包括外部監査のテーマ	評価
青森県	青森県の専門的人財を育成するための施策及び出先機関における財務事務の執行について	優秀賞
福岡市	市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について	優秀賞
岐阜市	岐阜市の生活保護	優秀賞
那覇市	公有財産に係る財務事務の執行及び管理について	優秀賞
埼玉県	債権管理の財務に関する事務の執行について	活用賞
千葉県	(1)千葉県立学校に係る事務の執行について (2)公益財団法人千葉県消防協会における出版事業等に係る出納その他の事務の執行について	活用賞
神奈川県	(1)県民利用施設の管理について (2)公益財団法人神奈川芸術文化財団(指定管理事業) (3)公益社団法人青年海外協力協会・株式会社金港美装グループ(指定管理事業)	活用賞
滋賀県	文化芸術・スポーツにかかる施設の財務事務の執行及び管理運営について	活用賞
大阪府	福祉部を中心に「子ども施策」に関する事業の執行及び財務事務について － 児童虐待に関連する事業を重点に －	活用賞
千葉市	千葉市が実施する廃棄物対策事業(ごみ減量・再資源化事業、ごみ処理事業、し尿処理事業、浄化槽指導事業及び産業廃棄物対策事業)に係る事務の執行について	活用賞
川崎市	防災に関する事業についての事務	活用賞
静岡市	学校教育に関する事務の執行について	活用賞
岡山市	幼稚園、保育園、小・中学校の事務、事業等	活用賞
熊本市	市税(市民税、固定資産税等)に関する財務事務の執行について	活用賞
前橋市	高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に関する事務の執行について	活用賞
高槻市	高齢者福祉に関する事務の執行について	活用賞
尼崎市	債権管理事務について	活用賞
宮崎市	子育て支援に関する財務の執行について	活用賞
東京都江東区	保健所に係る財務事務の執行について	活用賞
岩手県	特別会計(地方公営企業法適用事業に係るものを除く)に係る事務の執行及び事業の管理について	-
宮城県	試験研究機関の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	-
秋田県	基金の運営と管理に係る財務事務	-
山形県	出資等外郭団体の運営状況・財務事務について	-
福島県	保健福祉事業の財務事務の執行及び事業の管理について ～子ども・子育てに関する事業を中心として～	-
茨城県	商工労働部の財務事務及び関連団体の経営管理について	-
栃木県	県税の賦課徴収事務について	-
群馬県	県立病院の財務事務の執行及び経営に関わる事業の管理について	-
東京都	(1)教育庁の事業に関する事務の執行について (2)生活文化局の事業に関する事務の執行について	-
福井県	情報システムの財務に関する事務の執行について	-
山梨県	地域産業資源等を用いた産業振興施策に係る事務の執行及び事業の管理について	-
長野県	森林税を中心とした森林整備事業に関する事務の執行について	-
岐阜県	指定管理者制度適用に関する公の施設に係る事務の執行	-
静岡県	過去の包括外部監査の措置の状況について	-
愛知県	農林水産業振興施策に関する財務事務及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について	-
三重県	外郭団体の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	-
京都府	事務事業の外部委託の現状と今後について	-
兵庫県	兵庫県教育委員会所管の県立学校に関する財務事務の執行及び運営の管理について	-
奈良県	奈良県の公教育に関する財務事務について	-
和歌山県	補助金等に関する事務の執行について	-
鳥取県	県有財産(土地・建物)の管理に関する財務事務の執行について	-
島根県	県立病院の財務事務の執行及び事業の管理運営について	-
広島県	農林水産局(農林水産事務所などを含む)の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	-
山口県	山口県における環境対策事業に関する財務事務の執行及び事業の管理について	-

都道府県	包括外部監査のテーマ	評価
徳島県	過去の包括外部監査結果に対する措置状況の検証	-
香川県	香川県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関する事務	-
高知県	私債権管理の適正化及び効率化について	-
福岡県	農林水産業施策に係る財務事務の執行及び事業管理について	-
佐賀県	補助金に関する財務事務の執行について	-
長崎県	指定管理者制度導入施設における管理者の選定、事務執行、及び管理運営	-
熊本県	出納局の業務について	-
大分県	試験研究機関について	-
宮崎県	農林水産関連事業に係る財産事務の執行及び管理の状況について	-
沖縄県	「沖縄21世紀農林水産業振興計画」に関連する事務の執行について	-
札幌市	市税事務について	-
仙台市	八木山動物公園に係る財務事務の執行と管理運営について	-
さいたま市	補助及び交付金に関する財務事務の執行	-
横浜市	公有財産(不動産)管理、運営等について	-
相模原市	道路・橋りょう等の維持管理等に関する事務の執行について	-
新潟市	市営住宅に関する財務事務の執行について	-
浜松市	道路インフラの整備・維持管理に関する事務の執行について	-
名古屋	病院事業の財務事務の執行等について	-
大阪市	都市魅力の創造に関する財務事務の執行について	-
堺市	産業振興施策に関する財務事務の執行について	-
神戸市	高齢者福祉に関する事業	-
広島市	高齢者施策に関する事務の執行について	-
北九州市	市有財産(特に土地)の取得、管理、処分及び有効活用について	-
旭川市	旭川市保健所に係る事業の事務の執行について	-
青森市	債権管理に関する事務の執行について	-
盛岡市	補助金等に関する事務の執行について	-
郡山市	保育事業及び子育て支援センター等に関わる事務の執行について	-
いわき市	外郭団体等の財務事務の執行及び経営管理について	-
宇都宮市	土地区画整理事業に関する事務の執行について	-
高崎市	教育施設(大学施設を除く)の管理運営に関する事務の執行について	-
越谷市	指定管理制度に係る財務の執行について	-
船橋市	(1)高齢者福祉に関する事業の管理及び財務事務の執行について (2)公益財団法人船橋市福祉サービス公社の経営管理について	-
柏市	臨時職員の活用や業務の外部化を中心とする物件費等の執行状況について	-
横須賀市	教育委員会の事業に関する事務の執行について	-
富山市	富山市教育委員会の財務事務の執行及び所管の財政援助団体について	-
岡崎市	障がい者福祉事業及び高齢者福祉事業に関する事務の執行について	-
豊田市	情報システムに関する財務事務の執行について	-
大津市	市税(市民税、固定資産税、その他)の賦課及び徴収事務の執行について	-
豊中市	一般会計等における委託契約に係る事務の執行について	-
枚方市	水道事業の事務の執行及び上下水道組織の統合に関する管理運営について	-
東大阪市	高齢者保健福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	-
姫路市	一般会計における市税の賦課徴収、使用料及び手数料の徴収、分担金及び負担金の徴収並びにこれらの収入未済額の管理に関する事務等の執行について	-
西宮市	行政財産の使用許可及び普通財産の貸付に関する事務事業について	-
奈良市	人件費に関する事務の執行について	-
和歌山市	環境関連事業(ごみ処理事業及び下水道事業)について	-
倉敷市	倉敷市の人件費について	-
福山市	出資団体の財務に関する事務の執行について	-
下関市	産業振興施策に関する財務事務の執行について	-
高松市	情報システムに関する事務の執行について	-
松山市	学校教育及び学校給食に係る財務事務の執行及び運営管理について	-
高知市	産業の振興に関する事務の執行について	-
久留米市	外郭団体の財務に関する事務の執行について	-
長崎市	市営住宅の管理運営及び有効活用について	-
大分市	過去の包括外部監査に関する措置状況等について	-
鹿児島市	鹿児島市の人件費に関する事務の執行状況	-
東京都港区	スポーツ推進及び文化芸術振興に関連する事業の財務事務の執行について	-
東京都荒川区	荒川総合スポーツセンターの管理運営について	-

都道府県	包括外部監査のテーマ	評価
東京都大田区	指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について	-
東京都町田市	町田市の小学校・中学校等に関する財務事務等の執行について	-
岐阜県羽島市	公の施設の管理運営について	-
大阪府八尾市	市単費事業に関する事務の執行について	-
北海道	地方公会計制度において連結財務書類の対象となる団体等及びこれらに係る北海道の財務及び経営について	改善要望
新潟県	高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況	改善要望
富山県	保健・医療・福祉行政に関する事務事業の執行及び管理について	改善要望
石川県	県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行及び管理について	改善要望
岡山県	委託料に関する財務事務の執行について	改善要望
愛媛県	(1)環境政策に関する事業の管理及び財務事務の施行について (2)愛媛県の策定する諸計画及び許認可とそれらに関連する事務について	改善要望
鹿児島県	鹿児島県の歳入に関する事務の執行について	改善要望
京都市	都市計画局の施策及び財務に関する事務について(関連施設・外郭団体の運営管理を含む)	改善要望
函館市	出資団体等に対する財務事務の執行及び管理の状況について	改善要望
秋田市	高齢者福祉事業・介護保険事業に関する事務の執行について	改善要望
川越市	ごみ処理事業及びリサイクル事業の事務の執行について	改善要望
八王子市	(1)八王子市における土地管理(公物を含む)についての条例等の定めと、私人による取得時効が問題となる占拠状況及びその対応に関する事務の執行について (2)八王子市における債権管理についての条例等の定めと、消滅時効をめぐる事務の執行について	改善要望
金沢市	使用料及び手数料について	改善要望
長野市	指定管理者制度の運用について	改善要望
豊橋市	産業振興に関する施策に係る事務の執行について	改善要望

# 包括外部監査について自治体の活用度評価一覧表(平成25年度)

自治体名	25年度監査テーマ	措置評価			
		I	II	III	IV
徳島県	徳島県企業局に関する事務の執行全般について	A	A	A	A
那覇市	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について	A	A	A	A
岐阜県羽島市	委託料等に係る事務の執行	A	A	A	A
岐阜県	公有財産等に係る事務の執行	A	A	A	A
和歌山県	外郭団体等の財務に関する事務について	A	A	A	A
前橋市	補助金等に関する事務の執行について	A	A	A	A
長野市	財産管理の事務の執行について	A	A	A	A
岐阜市	自主財源の確保に係る財務事務の執行及び管理の状況について	A	A	A	A
豊田市	一般廃棄物処理に係る事務の執行等について	A	A	A	A
豊中市	債権管理に関する事務の執行について	A	A	A	A
松山市	競輪事業に係る事務の執行及び管理について	A	A	A	A
東京都町田市	債権の管理等に関する事務の執行について	A	A	A	A
大阪府八尾市	公共資産(インフラ資産)の整備及び管理に係る財務に関する事務の執行及び事業の管理について	A	A	A	A
秋田県	秋田県の観光事業およびこの事業に関連する第三セクターなどについて	B	A	A	A
山口県	商工労働部が所管する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の財務事務の執行について	B	A	A	A
大分県	県税の賦課・徴収に係る財務事務の執行について	B	A	A	A
盛岡市	①保育園、及び幼稚園の管理運営事業に係る財務事務の執行について ②内部統制の整備状況の有効性について	B	A	A	A
下関市	公の施設の管理・運営について	B	A	A	A
北海道伊達市	伊達市の資産管理・運営について	B	A	A	A
東京都	(1)高速電車事業の経営管理について (2)東京交通サービス株式会社の経営管理について (3)東京地下鉄株式会社の経営管理について	C	A	A	A
大阪府	資産の評価と負債の管理について～主に府民の将来負担の観点から～	C	A	A	A
埼玉県	補助金等に係る財務事務の執行について	A	A	B	B
札幌市	札幌市円山動物園について	A	A	B	B
新潟市	高齢者福祉に関する財務事務の執行について	A	A	B	B
浜松市	公の施設の管理運営について	A	A	B	B
神戸市	基金の管理と運用について	A	A	B	B
北九州市	『貸付金及び未収入金に係る財務事務の執行(債権管理を含む)について』	A	A	B	B
青森市	出資団体(公益財団法人青森市シルバー人材センター、職業訓練法人青森情報処理開発財団、青森市土地開発公社)の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理及び平成21年度包括外部監査結果に対する措置状況について	A	A	B	B
秋田市	歳入の賦課、徴収等(市税全般、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、分担金及び負担金等)にかかる事務の執行について	A	A	B	B
川越市	財政援助団体等に関する事務の執行について	A	A	B	B
高槻市	住環境関連事業に関する事務の執行 一住宅・道路・公園を中心として一	A	A	B	B
枚方市	外郭団体等の財務に関する事務の執行について	A	A	B	B
久留米市	公有財産に係る管理・運営に関する事務の執行について	A	A	B	B
宮崎市	宮崎市の情報システムに関する財務事務の執行及び情報セキュリティ等の管理体制について	A	A	B	B
東京都荒川区	荒川区民会館の事務の執行及び管理運営について	A	A	B	B
神奈川県	基金の管理と運用について	B	A	B	B
兵庫県	産業労働部が所管する事業に関する財務事務の執行及び事業の管理並びに出資団体等の経営管理について	B	A	B	B
鳥取県	観光関連事業に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
愛媛県	農林水産行政の財務に関する事務の執行及び事業の管理について	B	A	B	B
福岡県	行政財産(公用財産)に関する事務の執行並びに福岡県企業局の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	A	B	B
長崎県	①H23年度包括外部監査の措置状況等の検証について ②委託契約に関する財務事務の執行について	B	A	B	B
川崎市	協働によるまちづくりに関する事業についての事務	B	A	B	B
福岡市	指定管理者制度に関する事務の執行及び対象施設の管理運営について	B	A	B	B
船橋市	公金徴収一元化と関連する収入事務に係る財務に関する事務の執行について	B	A	B	B
豊橋市	学校教育に係る財務事務の執行および学校給食に係る過去の包括外部監査に対する措置状況について	B	A	B	B
大分市	防災に関する危機管理事業について	B	A	B	B
島根県出雲市	指定管理者制度の運用状況及び導入施設の管理運営状況について	B	A	B	B
岩手県	高齢者福祉事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	C	A	B	B
三重県	防災・減災等事業に関する事務の執行について	C	A	B	B

自治体名	25年度監査テーマ	措置評価			
		I	II	III	IV
滋賀県	特別会計・地方公営企業・地方公社の財務事務の執行及び経営管理について	C	A	B	B
奈良県	「奈良県の公の施設および指定管理者制度を適用する施設の管理運営に関する財務事務について」	C	A	B	B
埼玉県所沢市	高齢者福祉、障害者福祉及び生活保護の財務及び事務の執行について	C	A	B	B
新潟県	病院事業について	A	A	C	C
佐賀県	公の施設の管理運営及び指定管理者制度の事務の執行について	A	A	C	C
横須賀市	高齢者福祉事業に関する事務の執行について	A	A	C	C
奈良市	指定管理者制度の事務の執行及び対象施設の管理運営について	A	A	C	C
和歌山市	生涯学習部の財務事務について(施設の運営管理を含む)	A	A	C	C
東京都江東区	財政的支援団体等の財務事務の執行について(補助金の財務事務の執行を中心として)	A	A	C	C
静岡市	ごみ処理事業の事務の執行について	A	B	B	B
山形県	歳入に関する事務の執行について	A	B	C	C
宮崎県	県出資団体の財務状況について(資産を中心として)	A	B	C	C
函館市	小規模事業の有効性の検証 ～選択と集中 持続可能な都市経営をめざして～	A	B	C	C
相模原市	ごみ処理事業に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
金沢市	①金沢市企業局の水道、ガス、発電及び公共下水道事業に関する財務事務の執行について	A	C	C	C
高松市	高松市の社会資本更新と施設運営(廃棄物処理・市営住宅)	A	C	C	C
栃木県	指定管理者となっている県の出資団体の財務に関する事務の執行等について～上記団体に関する指定管理者制度の事務の執行状況を含めて～	B	A	C	C
群馬県	群馬県の文化及び観光の振興並びにPRIに関する事務の執行について	B	A	C	C
富山県	公有財産(土地・建物)の適正管理と有効活用について	B	A	C	C
石川県	土木行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
静岡県	静岡県公立大学法人及び公立大学法人静岡文化芸術大学の財務事務の執行について	B	A	C	C
島根県	県使用固定資産(賃借不動産を含む)の管理・活用方法について	B	A	C	C
岡山県	保健福祉部における財務事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
香川県	道路事業・港湾事業に係る公有財産の管理および財務に関する事務の執行について	B	A	C	C
大津市	教育委員会に係わる事務の執行及び事業の管理について	B	A	C	C
西宮市	使用料・手数料等に係る財務事務の執行について	B	A	C	C
柏市	清掃事業に関する事務の執行	B	B	B	B
青森県	環境対策事業及び自然保護事業の財務に関する事務の執行について	B	B	C	C
長野県	①教育関連事業に係る財務事務の執行について ②障害者施設(県立施設)の財務事務の執行及び施設の管理について	B	B	C	C
熊本県	過年度の包括外部監査に対する措置状況について	B	B	C	C
岡山市	補助金及び負担金等の執行状況に関する管理について	B	B	C	C
福井県	基金、出資金、未収金および負債に係る財務に関する事務の執行について	B	C	C	C
愛知県	産業振興施策に関する財務事務の執行及び当該施策に関連する主要な財政的援助団体に関する財務事務について	B	C	C	C
高知県	高知県ふるさと雇用再生特別基金事業、高知県緊急雇用創出臨時特例金事業について	B	C	C	C
広島市	財政援助団体等に対する負担金、補助及び交付金、委託料の支出等に関する財務事務の執行について	B	C	C	C
鹿児島市	鹿児島市の市政目的に関連する重要な「負担金、補助及び交付金」の事務執行状況について	B	C	C	C
福山市	水道事業、工業用水道事業及び下水道事業に関する財務事務の執行並びに経営に係る事業の管理について	B	C	D	D
北海道	学校教育に関する事務の執行について	C	A	C	C
広島県	広島県の知名度あるいは観光収益を向上させることを目的として広島県が行っている事業、これに付随または関連する事業の事務(財務を含む)執行及び事業管理について	C	A	C	C
東大阪市	生活保護に関連する事務事業について	C	A	C	C
京都府	人材育成機関の現状と課題について	C	C	C	C
高知市	使用料及び手数料等の事務の執行について	C	C	C	C
堺市	土地及び施設の有効活用及び管理状況について	D	A	B	B
福島県	観光行政に関する財務事務執行及び事業管理について	D	B	C	C
茨城県	農林水産部の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について	A	D	D	D
長崎市	子育て支援に関する事務について	A	D	D	D
東京都大田区	震災に対する予防、応急対策等防災事業に係る財務事務の執行について	A	D	D	D
宮城県	県水道事業に係る財務事務の執行及び管理の状況について	B	D	D	D
千葉県	病院事業における財務事務の執行及び経営に係る事業の管理について	B	D	D	D
山梨県	県の保有する財産(主に建物及びインフラ資産)の管理について	B	D	D	D
千葉市	下水道事業、水道事業及び病院事業の財務事務の執行と経営管理について	B	D	D	D
名古屋市	市民経済局の産業振興及び観光に関する財務事務の執行について	B	D	D	D

自治体名	25年度監査テーマ	措置評価			
		I	II	III	IV
熊本市	行政組織の統制システムの整備運用状況について	B	D	D	D
旭川市	高齢者の保健・福祉・介護に関する事務の執行について	B	D	D	D
いわき市	市の債権事務の執行について	B	D	D	D
宇都宮市	宇都宮市が所有する土地に関する財務事務の執行について	B	D	D	D
高崎市	財政援助団体の財務に関する事務の執行について	B	D	D	D
八王子市	生涯学習の推進に関する事業の事務の執行について	B	D	D	D
岡崎市	商工業振興及び観光事業に関する事務の執行について	B	D	D	D
尼崎市	高齢者施策に関する事務の執行について	B	D	D	D
沖縄県	未収金管理は最少の経費で最大の効果をあげているか 未収金管理に係る組織及び運営の合理化に努めているか	C	D	D	D
大阪市	高齢者施策に関する事務の執行及び事業の管理	C	D	D	D
東京都港区	国際化推進に関連する事業の財務事務の執行について	C	D	D	D
鹿児島県	県が出資(又は出捐)を行っている団体の経営状況及び財政的援助に係る財務事務の執行について	A	D	D	D
さいたま市	①子育て支援事業等に関する事務の執行について ②基金の管理と運用について	A	D	D	D
姫路市	下水道事業の財務に関する事務等の執行について	A	D	D	D
倉敷市	文化産業局の事務の執行及び所管の財政援助団体の管理運営について	A	D	D	D
仙台市	経済局の財務事務の執行および関係出資団体の経営に係る事業の管理について	B	D	D	D
横浜市	高齢者福祉に関する事業の財務事務の執行について	B	D	D	D
京都市	歳入免除等の財務事務等の執行について(債権管理・資金助成事務を含む)	B	D	D	D
郡山市	産業に資する事業、政策について(主な論点として補助金、負担金、交付金、委託事業、卸売市場事業、土地区画整理事業、市街地整備・活性化事業、出資・出捐法人等)	B	D	D	D
富山市	土木費に係る財務事務の整備・運用状況について	E	E	E	E



# 平成27年度 包括外部監査 総括表(優秀賞分)

青 森 県	倉成 美納里	公認会計士	倉成会計事務所	総務部行政経営管理課	12,879,000		
	補助者記載・資格分布	有	弁護士 0	公認会計士 4	税理士 0	その他 0	計 4 名
優 秀 賞	1. 青森県の専門的人財を育成するための施策及び出先機関における財務事務の執行について (概要7頁)						178
指摘事項等の数	指摘事項(結果)		43	意見	74	その他	3
内 容	<p>1 人財育成が①県の基本政策、②国の成長戦略と関連、③主体が出先機関、④専門的職業につく女性の立場から、の4観点からテーマを選択し、⑦合規性+3E、①内部統制、⑨財務事務の範囲、⑤施設の利用者目線、の4つの視点から監査。監査要点として、本庁所管課4点、出先機関13点を提示。職業能力開発5校と宮農大学校、消防学校を対象として、資料検討と実査により監査し、他県の情報とも照合して比較検討している。報告書は全般的要約(30頁)、職業能力開発5校(78頁、指摘22、意見35、参考事項2)、宮農大学校(41頁、指摘13、意見24、参考事項1)、消防学校(18頁、指摘7、意見15)に分け、「職業訓練」、経営全般、出納、財産管理、人件費、委託契約、「その他」に分けて記述する。</p> <p>2 明確な視点(報告書中に明示されている。監査人の前年度の監査対象は「子どもを産み育てるための施策・事業」であった)に立ち、広範囲にわたって精力的な監査を行っている。指摘・意見は財務上ないし経理・事務的事項に限られず、事業運営そのものに係るものをも多数含み、いずれも直截かつ具体的で活用性が高い。また、指摘・意見等以外にも、①施設別の行政コスト計算書とバランスシートを作り、データ分析に基づく問題提起をし、②内部統制上の限界・リスクを指摘して対策を提言し、③施設を所管する本庁の部署のコントロールのあり方等についても具体的提言をしている。緻密で活用度の高い、優れた監査であり、指摘・意見にとどまらない活用性を備えている。</p>						
	自治体名	監査人氏名	資格	監査人所属	自治体担当部局	委託報酬	
福 岡 市	小淵 輝生	公認会計士	公認会計士小淵輝生事務所	監査事務局監査総務課	18,000,000		
	補助者記載・資格分布	有	弁護士 0	公認会計士 5	税理士 0	その他 3	計 8 名
優 秀 賞	1. 市民利用施設の有効活用及び受益者負担のあり方について (概要19頁)						692
指摘事項等の数	指摘事項(結果)		64	意見	131		
内 容	<p>1 公の施設のうち不特定の市民等が利用可能な体育館、市民センター等の市民利用施設は多数。これらの有効活用と受益者負担のあり方について、合規性、有効性、受益者負担割合の妥当性を視点として監査。全般について、物品管理の不適切さに関する1結果や、施設の維持管理及び有効活用に関するアセットガバナンス体制の整備を求めるなど4意見を述べる。個別の施設については、市民体育館の器具庫が、継続して特定の団体に対して無料で貸し出されている状況があるなど63結果、有料化をしたばかりの少年自然の家でその根拠となるべき低位稼働率を基礎とする利用率の算定がなされていないなど127意見を述べる。</p> <p>2 多くの施設を対象にして、明確な視点で、分かりやすくまとめられた監査報告書である。過去の監査報告書も活用されており、また、監査人独自の「受益者負担割合マトリクス」(行政サービスの必需性と市場性に着目した受益者負担割合の算出表)分類も魅力的で興味深い。ただ、私的団体名が匿名である点はいただけない。顕名とすべきである。姪浜買物広場、田園スポーツ広場、大橋駐車場、老人福祉センターについて、施設のあり方等を検討することが望ましいとされているが、市は「検討」するだけでなく、報告書の趣旨に従い適切に措置をしてほしい。</p>						
	自治体名	監査人氏名	資格	監査人所属	自治体担当部局	委託報酬	
岐 阜 市	芝 英則	弁護士	ティアレ法律事務所8所	行政部行政課	11,935,000		
	補助者記載・資格分布	有	弁護士 5	公認会計士 1	税理士 2	その他 0	計 8 名
優 秀 賞	1. 岐阜市の生活保護 (概要47頁)						259
指摘事項等の数	指摘事項(結果)		124	意見	93		
内 容	<p>1 市の生活保護について、相談から保護開始決定・通知に至るまでの事務、地区担当現業員の事務、就労自立に向けた事務、保護費、保護の停止及び廃止、費用返還及び徴収、施設、不服申立て、査察指導員の事務、ケース診断会議と制度全体の各段階を監査。報告書は各段階ごとに概ね、概要→監査の視点及び監査手続→市の現状など事実関係の摘示→関係法令など規範の摘示→判断(指摘・意見)の順で記載されている。指摘・意見の一覧表および監査の日程表が作成されている。</p> <p>2 生活保護事務の始まりから終わりまでを、貧困ビジネス問題も含め、網羅的に監査している。指摘・意見は無料低額宿泊所に対する市の関与について11もの指摘・意見をいうなど具体的であり、担当課も明示されているため、活用性が高い。とりわけ適法性(合規性)の判断は、規範がしっかり摘示されており、精密である。生活保護制度が憲法25条の理念に基づく「最後のセーフティネット」であるとの理念のもと、単なるコストカットではなく、生活保護事務の適切な運用のための監査が意識されている。この点で、組織的な対応体制の確立と職員の適切な配置を求めた監査人の「提言」について、市は真摯に受け止めるべきである。</p>						

自治体名	監査人氏名	資格	監査人所属	自治体担当部局	委託報酬		
那 覇 市	金沢 信昭	公認会計士	公認会計士金沢信昭事務所	企画財政部行政経営課	10,518,120		
	補助者記載・資格分布	有	弁護士 1	公認会計士 2	税理士 1	その他 0	計 4 名
優 秀 賞	1. 公有財産に係る財務事務の執行及び管理について (概要なし)					207	
指摘事項等の数	指摘事項(結果)	26	意見	50			
内 容	1 市の資産合計6364億円の93%が公有財産。公有財産のうち、土地建物全てについてアンケートを実施し、52物件を対象として、①受払残高を示す帳簿整備、②実物調査の有無、③購入移動処分廃棄の適法性、④効率的な運用がなされているか、⑤稼働状況、⑥使用許可・使用料の合理性適法性、⑦貸付けの合理性適法性、⑧管理業務委託の適法性、経済性、効率性の観点から監査。政教分離原則に反する疑いのある土地を指摘している。別冊として監査人のおこなった過去の包括外部監査の措置状況が点検されている。						
	2 システムチェックで視点が明快な監査である。また、必要性がみとめられるものについては現地を実際に確かめている。未利用地についても、単に遊休化していることの指摘などにとどまらず、売却や賃料の適正な見直し、契約条項の改訂方法まで、今後のあり方を明確に指摘、意見している。活用性の高い報告書である。別冊として付されている監査人自身が行なった過去の包括外部監査について措置状況が点検されており、興味深い。参考になる報告書である。						

# 平成25年度包括外部監査への自治体措置評価表 (措置優秀賞分)

<b>徳島県</b>	<b>山本 啓司</b>	1	徳島県企業局に関する事務の執行全般について
H15. 5～現在首長: <b>飯泉 嘉門</b>			
<b>措置</b>	監査結果:指摘(結果) 20/意見 40 ①(公表日 平成26年9月19日) 25年度分監査 14頁(指摘 20/意見 40) ②(公表日 平成27年9月30日) 25年度分監査 5頁(指摘 1/意見 9) ③(公表日 平成28年5月13日) 25年度分監査 17頁(指摘 1/意見 5)		
<b>コメント</b>	未収金についての指摘1件のみが、回収困難のため検討中になっているが、全体として具体的に措置内容を記載しており、非常に分かりやすい。さらに、昨年の措置評価において、「全体の進行状況表があるとよい」とのコメントを受けてか、公表分毎に措置状況総括表が付けられており、一目で分かるようになっている。措置済み・検討中について重ねて進行状況を報告しており、非常に優れている。		
<b>評価</b>	I. 速さ A	II. 措置対応度 A	III. 説明責任 A 総合評価 A
<b>那覇市</b>			
<b>金沢 信昭</b>		1	公の施設の管理運営及び指定管理者制度に関する事務の執行について
H12. 12～H26. 10: <b>翁長 雄志</b>			
H26. 11～現在首長: <b>城間 幹子</b>			
<b>措置</b>	監査結果:指摘(結果) 0/意見 139 ①(公表日 平成26年9月1日) 25年度分監査 21頁(指摘 0/意見 139) ②(公表日 平成27年9月15日) 25年度分監査 15頁(指摘 0/意見 87)		
<b>コメント</b>	冒頭に「改善の必要性」の有無、「措置済み」「改善取組中」を区分した集計表があり、見やすい。実施日・実施期限を明示する工夫は高く評価できる。しかし、公報やHPで公開されている表は字が小さく読みにくい。素晴らしい様式が用いられているのであるから、見やすい様に公表方法もより工夫してもらいたい。		
<b>評価</b>	I. 速さ A	II. 措置対応度 A	III. 説明責任 A 総合評価 A
<b>岐阜県羽島市</b>			
<b>水野 信勝</b>		1	委託料に係る事務の執行
H24. 12～現在首長: <b>松井 聡</b>			
<b>措置</b>	監査結果:指摘(結果) 12/意見 47 ①(公表日 平成26年5月1日) 25年度分監査 26頁(指摘12/意見47) ②(公表日 平成27年3月1日) 25年度分監査 29頁(指摘12/意見47) ③(公表日 平成27年11月1日) 25年度分監査 29頁(指摘12/意見47)		
<b>コメント</b>	一覧表形式で公表。措置内容も具体的であるし、措置の進捗状況、回答課、報告書該当頁数などの記載もあり非常に見やすい。その上、是正措置の状況を分析し、今後の予定や前回公表時との比較なども記載されており素晴らしい。他の自治体の参考になる。		
<b>評価</b>	I. 速さ A	II. 措置対応度 A	III. 説明責任 A 総合評価 A

## 監査対象事項分類表(平成27年度)

対 象 分 類		自 治 体 名
1	税・国保料・収入金・手数料	栃木県、石川県、鹿児島県、札幌市、○熊本市、 金沢市、大津市、姫路市
2	財産管理(物品・現金・基金)	秋田県
3	不動産・施設管理 施設(スポーツ・文化・図書館・ 福祉・公園・動物園)、指定管理 者	○神奈川県、岐阜県、○滋賀県、鳥取県、長崎県、 仙台市、横浜市、北九州市、◎福岡市、越谷市、 八王子市(1)、長野市、西宮市、◎那覇市、 東京都荒川区、東京都大田区、岐阜県羽島市
4	債権・債務 (貸付金・未収金・資金・債権管 理・地方債・借入金・債務保証・ 損失補償)	○埼玉県、高知県、青森市、八王子市(2)、 ○尼崎市
5	病院(医療・保健)	群馬県、富山県、島根県、名古屋市、旭川市、 ○東京都江東区
6	教育 (学校(幼・小・中・高・大)、教 育委員会・学校給食、保育園等)	◎青森県、○千葉県(1)、東京都(1)、兵庫県、 奈良県、○静岡市、○岡山市、高崎市、横須賀市、 富山市、松山市、東京都町田市
7	試験研究機関	宮城県、大分県
8	部局・出先機関	◎青森県、茨城県、東京都、広島県、熊本県、 京都市
公 営 事 業	公営事業(特別会計を含む)	大阪府八尾市
	I 上下水道・農工業用水	枚方市、和歌山市
	II 交通・道路・港湾・河川	相模原市、浜松市
	III 農林水産・土地改良	長野県、愛知県、広島県、福岡県、宮崎県、 沖縄県
	IV 産業振興・市場・観光・まち づくり	山梨県、京都市、大阪市、堺市、豊橋市、下関市、 高知市
	V 環境・ごみ・清掃・衛生	山口県、愛媛県(1)、○千葉市、川越市、和歌山市
	VI 住宅	新潟市、長崎市
	VII 公営ギャンブル	—
VIII 土地区画整理事業	宇都宮市	
10	特別会計	岩手県

11	外郭団体 (公社・財団・社団・社会福祉・ 出資法人・第三セクター・株式会 社)	北海道、山形県、茨城県、○千葉県(2)、愛知県、 三重県、京都市、函館市、いわき市、船橋市(2)、 富山市、福山市、久留米市
12	補助金・寄付金・負担金・交付金	和歌山県、佐賀県、さいたま市、盛岡市
13	契約・入札・請負・委託	京都府、岡山県、柏市、豊中市
14	人件費	柏市、奈良市、倉敷市、鹿児島市
15	議会・政務調査費	—
16	情報システム	福井県、豊田市、高松市
17 社 会 福 祉	I 生活保護・自立支援	◎岐阜市
	II 子育て・保育園等・児童・高齢 者・障害者・介護	福島県、新潟県、富山県、○大阪府、神戸市、 ○岡山市、広島市、秋田市、郡山市、○前橋市、 船橋市(1)、岡崎市、○高槻市、東大阪市、 ○宮崎市
18	消防・警察	—
19	過年度外部監査に対する自治体 の措置状況	静岡県、徳島県、大分市
20	防災・危機管理・安全	○川崎市
21 そ の 他	スポーツ・芸術振興	東京都港区
	計画・許認可	香川県、愛媛県(2)、沖縄県

※本年は昨年から、少し分類を変えた。

※太字は、優秀賞・活用賞のもの（優秀賞には◎、活用賞には○をした）

※上記分類は、形式的なテーマ名にはこだわらず、実質的に他の分野に関連するものは該当する分野にも表示している。

## ◆包括外部監査の活用10箇条◆

### 1. まず包括外部監査を以下「料理」に例え、比喩的にコメントします。

- ①店（都道府県市町村区119店）捜せば出てくる 美味しい料理（2633品）
- ②メニューと調理法 学べぬものなし（テーマと検討、対処法は多種多様）
- ③材料吟味と味付け（あなたの頭と足で）
- ④おいしさは第1に真実せまるもの（事実調査度）
- ⑤おいしさは第2に行政意義をただすもの（有効性）
- ⑥おいしさは第3にルールの特検度（適法性）
- ⑦おいしさは第4に喜ぶ市民と程度（効率性）
- ⑧安くておいしい これぞ醍醐味（経済性）
- ⑨見た目も食べたくなるもの（判りやすさと取り組みやすさ）
- ⑩我が家の料理に活かせるもの（我が自治体への活用度）

### 2. 難しい報告書の易しい読み方…（報告書入手：DVD-ROMと自治体のホームページ）

- ①関心のあるテーマのものから読む
- ②近い（市町村・都道府県と自治体規模）ものから読む
- ③知っている類似問題を探そう
- ④対象をめぐる法と条例、規則は？ その法の目的は？
- ⑤対象の行政はどういう手続をとっているか（必要か）
- ⑥監査人はどこが悪いといっているか
- ⑦監査人はどうすればよいと指摘したり、意見を述べたりしているか
- ⑧監査人の具体的な指摘・提言でよくなるか考えよう
- ⑨監査人はどんな調査（検査）で述べているか、自分で調べるために
- ⑩読んで判らず、聞いても判らぬものは、無理に読む価値もない

### 3. 監査報告書の活用法（市民編…課題）

- ①改善を求めた指摘・意見はどう対応措置されたか聞き視て調べよう
- ②解決していないものは今後の追加措置を要望しよう
- ③違法・不当で自治体への損害回復は必要ないか調べよう
- ④不明な点は情報公開で追加調査しよう
- ⑤住民監査や住民訴訟に使えるか検討しよう
- ⑥他の自治体の指摘点は我自治体でもあるのではとマネして調べよう
- ⑦調べて④→③→⑤の順でやる価値があればやってみよう
- ⑧自治体の未来へ活かす方法は必ずある
- ⑨マニフェスト（政権公約）化へ求める方法はないか
- ⑩自治体を学ぶ市民の実践テキストにしよう

### 4. 監査報告書の活用法（議員編）

- ①監査報告への勉強・質疑（監査人と行政へ）
- ②類似テーマ監査のアクセス（通信簿も入手）
- ③行政課題と問題的把握の速習法（3Eや適法性）
- ④必要テーマへ調査研究費を使う
- ⑤マニフェスト（公約）「事業仕分け」に使えるものを捜す
- ⑥市民・業者の不当な要求にこういう辛口意見もあると教え、牽制する
- ⑦補助金、委託契約、援助団体に「気」をつける
- ⑧不当な既得権に加担、近寄らぬ信号にする
- ⑨財政の根拠と共に自治体改革（地方主権・地方分権）の未来を語ろう
- ⑩学んだ正しいことは自分の意見として有権者へ話そう

## 外部監査制度のあらまし

	包括外部監査	個別外部監査
趣旨	①地方公共団体の監査機能の独立性・専門性の強化 「独立性」は契約によることで担保 「専門性」は弁護士、公認会計士等と契約することで担保 ②地方公共団体の監視機能に対する住民の信頼性の向上	
特徴	外部の専門家との契約にもとづく監査 ・財務監査の外部化【法で義務づけ】 ・財務援助団体等に対する監査の外部化【条例により導入】 対象団体 ①県が財政的援助を与えている団体 ②県が出資しているもので政令で定める団体 ③県が借入金の元金または利子の支払いを保証している団体 ④県が受益権を有する信託で政令で定める団体 ⑤県が公の施設の管理を委託している団体	・請求・要求に基づく監査の外部化【条例により導入】 ①有権者の50分の1以上の署名による事務監査請求 ②議会からの監査の請求 ③長からの監査の請求 ④長からの財政援助団体等の監査の要求 ⑤住民からの監査の請求 ※①～④について外部監査によるか否かは監査委員の意見を踏まえ議会が判断 ⑤については監査委員が判断
適用団体	都道府県、政令指定都市、中核市(人口30万以上)→法で義務づけ 他の地方公共団体(市町村)→条例により導入	全地方公共団体→条例により導入
外部監査契約		
相手方	自然人1人に限る 弁護士、公認会計士、会計検査院・監査委員OB等、(必要と認めるときは)税理士	
締結時期	毎会計年度当初	請求・要求の都度
終期	当該年度末(法定)	個々の契約で決定
内容	地方自治法 第2条14項(住民の福祉の増進、最小の経費で最大の効果) 15項(組織および運営の合理化、規模の適正化) の趣旨を達成するための監査と結果報告 ※最低1回は義務付け	請求・要求にかかる事項の監査と結果報告
監査対象	外部監査人が自らの見識に基づき選定したテーマ	外部監査によることを請求・要求されたテーマ
議決	必要	必要(包括外部監査人と契約する場合は不要)
制限	同一人と連続契約するのは3回まで	
補助者	予め監査委員と協議し、補助者を使用できる	
関係人調査	予め監査委員と協議し、関係人の出頭、調査、書類等の提出を求めることもできる	

平成19年6月「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」により、  
 (1)包括外部監査人による、①普通会計の財政健全化調査、②公営企業会計の経営健全化調査、③財政健全化団体・財政再生団体・経営健全化団体の監査、  
 (2)個別外部監査人による財政健全化計画、財政再生計画、経営健全化計画に対する長の要求による監査も導入されている。